

申請しましたか？ 2つの給付金

「臨時福祉給付金」と「障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」の申請期限が迫っています。

申請期限は、平成28年11月30日（水）です。
申請が済んでいない人はご注意ください。
※申請期限を過ぎると、給付金が受給できなくなります。

臨時福祉給付金

○制度の概要

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対し、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

具体的には、支給要件を満たす人に、平成28年度中に、対象者1人につき3,000円を支給します。

○支給対象者

- ・平成28年度分の住民税が課税されていない人
- ※ただし、「平成28年度分の住民税が課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税において、課税者の扶養となっている場合）」や「生活保護の受給者である場合」などは対象となりません。

○支給額

- ・1人につき 3,000円

○申請方法

臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、基準日（平成28年1月1日）時点で、住民票がある市町村への申請が必要です。

○申請期限 平成28年11月30日（水）

障害・遺族年金受給者向け給付金 （年金生活者等支援臨時福祉給付金）

○制度の概要

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援します。

○支給対象者

次の2つの要件を共に満たす人

- ①平成28年度臨時福祉給付金の対象者である人
- ②平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している人

※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された人は対象外となります。

○支給額

- ・対象者1人につき 30,000円（支給は1回）

○提出書類 対象者と思われる人へは、申請書を郵送しています。

○問い合わせ先

役場町民福祉課 ☎（86）1157 [直通]

『8020』『7024』募集中!!

町では、平成28年度歯の表彰の対象者（過去に町の歯の表彰を受けていない人）を募集します。

◇対象者

- ・今年度中に70歳（昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれ）になり、自分の歯が24本以上ある人
 - ・今年度中に80歳（昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生まれ）になり、自分の歯が20本以上ある人
 - ・70歳以上で上記に該当する表彰を受けていない人
- 表彰は12月に行う予定です。自分または家族が該当する場合は、11月25日（金）までにお知らせください。（自薦・他薦は問いません）



◎問い合わせ先

役場保健衛生課保健係
☎（86）1146 [直通]